

# 警備業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 福島県原子力災害対策センター警備業務
- 2 警備業務の方法 警備業務用機械装置による機械警備
- 3 警備対象物件 福島県南相馬市原町区萱浜字巣掛場45番178  
「福島県南相馬原子力災害対策センター」  
福島県双葉郡楡葉町大字山田岡字仲丸1-77  
「楡葉原子力災害対策センター」
- 4 業務委託期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 5 業務委託料 総額 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)  
各年度の業務委託料は、別紙記載とする。
- 6 契約保証金

上記の委託業務について、発注者 福島県 と 受注者 \_\_\_\_\_ は、各々の対等な立場における合意に基づいて、下記の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(目的)

第1条 本契約は、警備対象物件について、火災、盗難及び不良行為を防止し、建物その他財産の保護及び利用者等の安全を確保するための業務提供を目的とする。

(業務提供の方法)

第2条 受注者は、本契約業務を履行するために必要な機械警備機器を警備対象物件に設置しなければならない。

- 2 受注者が警備業務実施の目的で使用する機械機器その他の器具のすべてについては、受注者が設置し、発注者に貸与して受注者の占有に属するものとする。
- 3 受注者は、本契約業務を履行するために警備担当員及び従業員を雇用するにあたっては、その全員について身上調査を行わなければならない。
- 4 受注者は、本契約業務の履行のために管制担当員を定め、警備本部に設置される機械警備機器により警備対象物件の異常の有無を間断なく監視し、警備の安全を確立しなければならない。

- 5 受注者は、本契約業務の遂行中に前項に規定する方法により警備対象物件に異常事態が発生したことを感知したときは、遅滞なく緊急要員を警備対象物件に急行させ、当該異常事態の確認を行い、必要な措置を執らなければならない。
- 6 受注者は、第1項に規定する機械警備機器に関して正常な機能を維持するため適宜保守点検を行い、警備本部において正常作動を確認しなければならない。
- 7 受注者は、警備対象物件に設置した機械警備機器の故障等により本契約業務の遂行に支障があると認められるときは、速やかに修繕又は交換作業を行うとともに、遅滞なく警備上の安全措置を講じなければならない。
- 8 発注者及び受注者は、本契約の目的のために必要な鍵を相互に預託し、各々の責任のもとに厳重に管理しなければならない。
- 9 契約業務を遂行するために必要な警備上の権限は、発注者が受注者に付与し、かつ、警備に係る運営及び指揮の権限は、受注者が有するものとする。
- 10 その他契約業務の提供等については、警備業務委託仕様書に従うものとする。

(報告の義務)

- 第3条 受注者は、前条第5項の規定に基づき執った措置については、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、本契約業務の履行状況及び前条第6項の規定に基づき行った保守点検の結果を毎月分取りまとめ、書面によりその翌月の15日までに発注者に報告しなければならない。

(届出の義務)

- 第4条 受注者は、本契約を締結した日から10日以内に着手届を発注者に提出するものとする。
- 2 受注者は、本契約業務について履行できない事由が発生したときは、遅滞なくその事由の詳細を書面により発注者に届け出なければならない。

(警備対象物件の増改築等)

- 第5条 発注者は、警備対象物件に係る増改築等に伴い契約内容の変更を行おうとするときは、事前に受注者に通知して協議を行い、必要に応じて、契約の変更を行うものとする。

(料金の請求及び支払)

- 第6条 受注者は、発注者が第3条第2項の規定に基づく報告により受注者の本契約業務の履行を確認した場合は、前月分の業務委託料を書面により発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による適正な請求を受けた日から起算して30日以内にその業務委託料を受注者に支払うものとする。
  - 3 発注者は、その責めに帰すべき事由により、業務委託料の支払いを遅延した場合は、受注者に対し、前項の期間満了の翌日から支払いの日まで年2.5%の割合で計算した

額（100円未満の端数切り捨て）を遅延利息として支払うものとする。

（契約の解除）

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

- 1 受注者が本契約の内容に違反したとき。
- 2 受注者が、履行期限内に業務を完了しないとき、又は履行期限内に完了の見込みがないと明らかに認められるとき。
- 3 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- 4 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は違約金として契約金額

又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を発注者に納付しなければならない。又、契約解除により発注者に損害を及ぼしたときは、発注者が算定する損害額を受注者は発注者に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

#### （契約の期間）

第 9 条 この契約の期間は、契約締結の日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、翌年以降この契約に係る予算の減額又は削除があった場合、発注者は本契約を解約できるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

#### （機械警備機器の撤去）

第 1 0 条 業務委託期間の満了又は第 7 条の規定による契約解除に伴う機械警備機器の撤去は、受注者の責任において行うものとする。

#### （損害の負担）

第 1 1 条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者が負担する。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者が協議して定める。

#### （談合による損害賠償）

第 1 2 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の 1 0 分の 2 に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 5 7 年公正取引委員会告示第 1 5 号）第 6 項で規定する不当廉売にあつた

る場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

- 一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、発注者が受けた損害額が同項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、発注者は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

（一括再委託等の禁止）

- 第13条 受注者は、委託業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、書面による発注者の承諾を得ずに、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
  - 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の制限）

- 第14条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

- 第15条 受注者は、本契約業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本契約の終了又は解除後においても同様とする。

（個人情報保護等）

- 第16条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（代表者変更の届出）

- 第17条 受注者は、代表者の名義を変更したときは遅滞なく名義変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて発注者に届け出なければならない。

（その他）

- 第18条 本契約書及び警備業務委託仕様書に定めのない事項及び本契約書に定める事項で疑義が生じたときには、必要に応じ、発注者及び受注者が協議して別に定める。

(紛争の解決方法)

第19条 この契約に係る発注者及び受注者の一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

発注者	住所	福島県福島市杉妻町2番16号
	氏名	福島県 福島県知事 内堀 雅雄

受注者	住所	
	氏名	

別紙

各年度の業務委託料

警備業務委託契約書頭書において定める業務委託料について、各年度の金額は以下のとおりとする。なお、各月の金額は金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

令和7年度	金	円	
		(うち消費税及び地方消費税の額	円)
令和8年度	金	円	
		(うち消費税及び地方消費税の額	円)
令和9年度	金	円	
		(うち消費税及び地方消費税の額	円)
令和10年度	金	円	
		(うち消費税及び地方消費税の額	円)
令和11年度	金	円	
		(うち消費税及び地方消費税の額	円)

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第3 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第4 受注者は、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (資料等の返還等)

第5 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

#### (事故発生時における報告等)

第6 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければ



ばならない。

2 受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第7 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第8 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託に伴う措置)

第9 受注者は、第3条に基づき個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(契約解除)

第10 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。